言語は、お互いの意思や思想、感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、手や指、体の動き、表情を使って視覚的に表現される、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用しやすい環境が整えられてこなかったこと等から、ろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法(昭和45年法律第84号)において手話が言語であると明記されたものの、手話が言語であるとの認識が広く共有される状況には未だ至っていない。

本市では、手話が言語であるとの認識の下に手話に対する理解を広げることにより、手話言語を使って安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることの理解の促進及び手話言語を使用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。
  - (1) 手話言語 手、指及び体の動き並びに表情を使って視覚的に表現される言語 をいう。
  - (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、又は通学する者をいう。
  - (3) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
  - (4) 事業者 市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。 (基本理念)
- 第3条 手話言語に対する理解の促進は、手話が言語であるという認識の下に手話 言語に対する理解を広げ、ろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重 し合いながら共生することのできる地域社会を目指して行うものとする。
- 2 前項の規定は、ろう者が手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されることを基本として行わなければならない。 (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、手話言語への理解の促進を図り、ろう者があらゆる場面で手話言語による意思疎通ができ、自立した日常生活及び地域における社会参加がしやすい環境を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。 (市民等の役割)

- 第5条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者のコミュニケーション における手話の必要性について理解し、暮らしやすい地域社会の実現に寄与する よう努めるものとする。
- 2 ろう者は、手話言語の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の 普及に努めるものとする。
- 3 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境 を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

- 第6条 市は、次の各号に掲げる施策について定め、総合的かつ計画的に推進するものとする。
  - (1) 手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策
  - (2) 市民が手話言語による意思疎通、情報を得る機会等の拡大のための施策
  - (3) 市民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築のための施策
  - (4) 手話通訳者等の確保及び養成その他手話言語による意思疎通支援者のための施策
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市は、前項各号の施策の推進に当たっては、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努めるものとする。

(財政措置)

第7条 市は、手話言語に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。